



大阪府危険物取扱主任者試験

5月25日(日) 近大で

今回は乙種4類、全類は次期

大阪府では本年度第1回危険物取扱主任者試験を次により実施、又準備講習も事前に行われる。

今回は乙種第4類のみで、他の類については次期(7月か8月頃)に実施される予定。又、甲種の試験は秋(10月頃)と予想される。

試験日 5月25日(日)

試験場 近畿大学

願書受付 5月14日と15日

試験種目 乙種第4類

## 本年度の主任者試験実施計画

4月15日の主任者試験委員会で明らかにされた本年度大阪府主任者試験実施計画は次のようである。

第1回 上記のとおり

第2回 { 7月末頃  
  2種第1類～第6類第3回 { 10月頃  
  甲種及び乙種第4類第4回 { 2月頃  
  2種第4類

## 第184号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 田宮 呉策

大阪市西区西長堀北通1丁目

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717-5910

定価 1部 20円

## 講習日程

期別	講習日	会場	
1期	5月7日(水)と5月13日(火)	大阪府青少年会館(旧、厚生会館)	
2期	5月8日(木)と5月14日(水)	労働会館市立(森ノ宮)	
3期	5月9日(金)と5月14日(水)	大阪府青少年会館(旧、厚生会館)	
4期	5月10日(土)と5月15日(木)	市立(森ノ宮) 労働会館	
5期	5月13日(火)と5月16日(金)	市立(森ノ宮) 労働会館	
6期	5月6日(火)と5月12日(月)	堺市民会館	
7期	5月7日(水) (夜) 5月13日(火)	5月9日(金) 5月14日(水)	大阪府青少年会館(旧、厚生会館)

毎日午前9時30分～午後4時、

但し7期は午後5時～午後8時

▷講習受付 連合会……4月24日～26日

堺協会……4月22日

(注) 受付期間中でも会場定員制につき満員になり次第締め切られることがある。

▷テキスト 理化学¥150 法令集¥200 問題集¥160

▷受講料 一般 ¥700

危険物品協会連合会加盟協会員 ¥400



新しい時代に  
マッチした  
ニュータイプの消火器

ヤマト消火器株式会社

カタログのご請求は…

大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701(代)



ヤマト消火器

## 消防法施行規則一部改正 防炎性能基準など

さきに消防法施行令の一部改正が行なわれたが、それに伴い同法施行規則の一部も3月28日付改正された。

主な改正点をひろってみると次のようである。

▷法第3条防火管理者が作成する消防計画の内容に安全区画、排煙防煙区画、避難の案内等を定めるよう追加された。

▷法第8条の2改正に伴う共同防火管理（高層建築物や地下街において、管理権原が分かれている場合、その権原者が防火管理について協議し、消防計画を作成する）についての細目が定められた。

▷法第8条の3改正に伴う防炎防火対象物（高層建築物、地下街、劇場、旅館、キャバレー、病院等のどん帳、カーテン、展示用合板、工事用シート等における防炎性能の基準についての細目が定められた。

▷11階以上の部分に設ける屋内消火栓の非常電源についての細目が強化された。

▷閉鎖型スプリンクラーヘッドの規格が追加規定された。

▷新型火災感知器の開発等により、感知器の設置規格が大幅に改正された。

▷電気火災警報器の基準が改正された。

▷非常警報設備の設置基準が定められた。

▷誘導灯の設置対象を拡大、その規格が強化された。

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号中「避難口」の下に「安全区画排煙又は防煙区画」を、「維持管理」の下に「及びその案内」を加え、同号の次に次の1号を加える。

5. 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関する事項。

第4条の2に見出として「（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出）」を附し、同条を第4条の4とし第4条の次に次の2条を加える。

（共同防火管理の協議をすべき事項）

第4条の2 法第8条の2第1項の自治省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

1. 防火対象物の管理について権原を有する者により組織する共同防火管理協議会の設置及び運用に関する事項。

2. 前号の共同防火管理協議会の代表者の選任に関する事項。

3. 統括防火管理者の選任及び統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関する事項。

4. 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項。

5. 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事項。

6. 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関する事項。

7. 前各号に掲げるもののほか、共同防火管理に関し必要な事項。  
(防炎性能の基準の数値等)

第4条の3 令第4条の3第1項の自治省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

(1) 建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。）

(2) プラットホームの上屋

(3) 貯蔵槽

(4) 化学工業製品製造装置

(5) 前2号に掲げるものに類する工作物

2. 令第4条の3第4項の自治省令で定める数値は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 残炎時間薄手布（1平方メートル当たりの重量が450グラム以下の布をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては3秒、厚手布（薄手布以外の布をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては5秒

(2) 残じん時間薄手布にあっては5秒、厚手布にあっては20秒

(3) 炭化面積 薄手布にあっては30平方センチメートル厚手布にあっては40平方センチメートル

(4) 接炎回数 3回

3. 物品の残炎時間、残じん時間及び炭化面積に係る令第4条の3第5項の自治省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第2の試験体支持わく、別図第3の電気火花発生装置及び薄手布の試験にあっては別図第4のミクロバーナー、厚手布の試験にあっては別図第5のメッケルバーナーであること。

(2) 燃料は、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）K2240の液化石油ガス5号であること。

(3) 試験体は、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 2平方メートル以上の布から無作為に切り取った縦35センチメートル、横25センチメートルのものであること。

ロ 工事用シートその他屋外で使用するものにあっては、ハの処理を施す前に摂氏50度プラスマイナス2度の温水中に30分間浸したものであること。

ハ 摂氏50度プラスマイナス2度の恒温槽内に24時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものであること。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試験体にあっては、摂氏105度プラスマイナス2度の恒温槽内に1時間放置した後シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものとすることができる。

(4) 測定方法は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 試験体は、試験体支持わくにゆるみなく固定すること。

ロ 炎の長さは、ミクロバーナーにあっては45ミリメートル、メッケルバーナーにあっては65ミリメートルとすること。

ハ バーナーは、炎の先端が試験体の中央下端部に接するように置くこと。

ニ 3の試験体について、薄手布にあっては1分間、厚手布にあっては2分間加熱を行なうこと。この場合において、加熱中に着炎する試験体については、別の2の試験体について、着炎してから薄手布にあっては3秒後、厚手布にあっては6秒後にバーナーを取り去ること。

4. 物品の接炎回数に係る令第4条の3第5項の自治省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱、別図第3の電気火花発生装置、別図第4のミクロバーナー及び別図第6の試験体支持コイルであること。

(2) 試験体支持コイルは、日本工業規格G4309に適合する直径0.5ミリメートルの硬質ステンレス鋼線で内径10ミリメートル、線相互間隔2ミリメートル、長さ15センチメートルのものであること。

(3) 燃料は、日本工業規格K2240の液化石油ガス5号であること。

(4) 試験体は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 前項第3号イの規定に従って切り取った残余の布から無作為に切り取った幅10センチメートル、重さ1グラムのものであること。ただし、幅10センチメートル、長さ20センチメートルで重さが1グラムに満たないものにあっては、当該幅及び長さを有するものとする。

ロ 前項第3号ロ及びハの規定の例により処理したものであること。

(5) 試験方法は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 試験体は、幅10センチメートルにまるめ、試験体支持コイル内に入れること。

ロ 炎の長さは、45ミリメートルとすること。

ハ バーナーは、炎の先端が試験体の下端に接すよ

うに固定し、試験体が溶融を停止するまで加熱すること。

ニ 5の試験体について、その下端から9センチメートルのところまで溶融し尽くすまでハの加熱を繰り返すこと。

第12条第4号を次のように改める。

(4) 屋内消火栓設備で、屋内消火栓を防火対象物の11階以上の部分に設けるものの非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 非常電源専用受電設備は、他の電気回路の開閉器によって遮断されないものとし、開閉器には、屋内消火栓設備用のものである旨を表示すること。

ロ 自家発電設備又は蓄電池設備による非常電源は、次の(イ)から(イ)までに定めるところによること。

(イ) 容量は、当該設備を有効に30分間作動できる容量以上であること。

(ロ) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から非常電源に切り替えられ、常用電源停電復旧時には、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられること。ただし、自家発電設備にあっては常用電源停電復旧時に自動的に非常電源から常用電源に切り替えられることを要しない。

(ハ) 他の設備と共に用するものにあっては他の設備の電気回路の開閉器によって遮断されないものとし開閉器には、屋内消火栓設備用のものである旨を表示すること。

ハ 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか耐火構造とした主要構造部に埋設することとし、これにより難い場合には、これと同等以上の耐熱効果のある方法で保護すること。

第14条第2号を次のように改める。

(2) 開放型スプリンクラーヘッドを設けるスプリンクラー設備の手動式開放弁は、火災の際容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の箇所に設けること。

第14条第3号中「位置」を「箇所」に改め、同条第6号ロ中「規定の例により」を「規定に準じて」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、その取り付ける場所の正常時における最高周囲温度に応じて次の表で定める標示温度を有するものを設けること。

取付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39°C未満	79°C未満
39°C以上 64°C未満	79°C以上121°C未満
64°C以上106°C未満	121°C以上162°C未満
106°C以上	162°C以上

# 流出廃油で

## 川面が燃える（城東）

3月16日午前10時44分頃、城東区茨田中茶屋町、徳庵町諸口町の境界を流れる渕川（三郷水路とよばれている）で附近から流出したと思われる廃油が、ゴミ焼きの火で引火川面が燃えだして一時は附近住民を驚かしたが、約1時間後に鎮火した。

原因は、渕川附近に点在する工場の廃油等が油分離槽の不備から排水と混って川に流れこんだり、或は容器の洩れや作業中のこぼれた油類が地面に浸み込み、長年月の間に渕川水に混入していた。

その上都市計画等により河川の埋立てなどから渕川の水量は少くて流れも殆んどなく常時停滯しているような状態で、混っていた廃油等も一向に流出せず、かえって蓄積されているようなカッコウとなっていた。

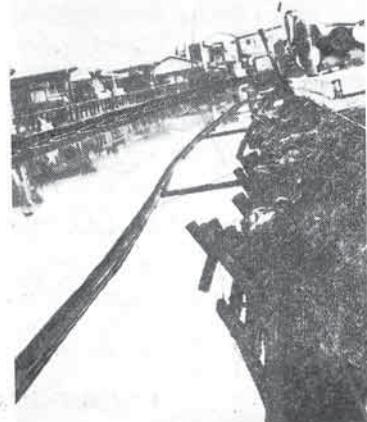
附近の住民も一時に油が流れこんだのであればすぐ気付き、その対策を講じたのであるが、何分徐々に汚染されていたので、その汚さには注意を向けてはいたが、まさか燃えだすほど油量が多いとは想えていなかつたようである。

消火後、写真のように浮きを利用してフェンスをつくり油の汲みとりをする一方、附近関係工場でも油分離槽を整

備したり、油を取扱う作業場の床面をコンクリート打ちして油が浸透しないようにしたり、或は渕川の一部に材木でオイルフェンスをつくって、もし排水中に油が混っていてもここから流れ出さないような方法がとられた。

### 都市河川の汚染

問題が各地で起っているが危険物関係事業所では企業責任において、廃油等の処理は確実



〔写真〕廃油や、作業油の排出するおそれのある川岸工場では、材木等でフェンスをつくり、河川に流出するのを予防している。

に行い、かかる事故が再発しないよう、この際改めて施設の点検、整備をすべきであろう。

### ワニス釜出火／負傷者5名

3月31日午後4時22分頃、旭区生江町1の82、O化学工業の合成樹脂ワニス反応釜で洗滌剤（トルオール）が発火、軽傷ではあるがSさんら從業員5名が顔や手に火傷並びに擦過傷を負った。

この合成樹脂ワニス反応釜はステンレス製攪拌機付の直径1100mm×高さ1200mmの大きさで、次図に示すように加熱源としては、コンクリート壁で区画された別室から都市ガスを使用して直接加熱する方式をとっていた。

当日午前8時頃からグリセリン植物油等のワニスベースを仕込み加熱その後合成樹脂を混入、引続き加熱反応を約7時間おこなって、反応を終了、いつもはここで都市ガスのコックを完全に切るのであるが、この日はどこで作業順序をまちがったのか、ガス火を消さずして反応釜下部のコ



## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置  
泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括  
斎田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル（株）  
ヤマト消火器（株）

} 代理店

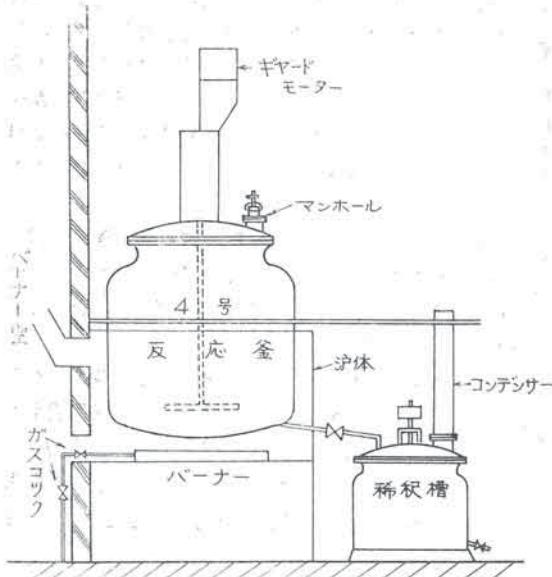
株式会社  
三和商会

TEL 06 (443) 2456

ックを開け、稀釀槽へのワニス移送作業を始めた。

移送を5分で終り、その後約5分して次の反応準備をするため洗滌剤（トルオール）をポンプアップして写真に示す注入口より注入したところ突然トルオール蒸気が噴出同時にマンホール付近で発火、洗滌作業をしていたSさんはあわててトルオールポンプのスイッチを切り大声で急を他の従業員に告げると共にメインスイッチを切るべくバーナー室に入って、はじめて、反応釜の都市ガスが点火のままであることに気付いた。

この事故は事後の従業員の適切な処置により大事にいたらず反応釜の一部を焼損しただけで終ったが、直火を使って危険物を取り扱う場合現場作業員は焚口の状態はいまどうなっているかよくたしかめて次の作業にかかる様心がけるべきであるし、また何かの都合でこれをおこたってもその状態が一目でわかる装置を設ける努力はおこたってはならないことを教えられた火災である。



#### 減圧蒸留釜で保溫材出火

2月7日午前11時30分頃、大淀区本庄東通、O合成会社危険物製造所で、アントラセン油熱媒によるチモール油減圧蒸溜釜の保溫材（岩綿あみ入硅藻土仕上）が出火、蒸溜釜の一部を焼いた。

この蒸溜釜は昭和37年頃、合成ハッカの蒸溜に使用していたが、約半年でこの作業を止めその後休止、完全整備をおこなわずに昨年8月頃からチモール蒸溜を行っていた。

事故前日、蒸溜釜内の残油温度が210°C前後あったところへ、ドラム缶より粗製チモールを仕込んだため、チモール油が突沸し、減圧蒸溜釜の真空口のゴム管を吹飛ばし、相当量のチモール油が流出して保溫材表面の割れ目から岩綿にしみ込み、一部は床にこぼれた。こぼれた油は水洗したが、保溫材はそのままで作業を再開、事故当時まで蒸溜

作業が続けられた。

その間約25時間、温度は熱媒体アントラセン油調整温度260°Cからほぼ同温度で岩綿に浸んだチモール油が加熱されたためにチモール油が炭化、蓄熱されそれ以上の温度となっていたことが予想される。

そのような状態で配管フランジ部分から洩れていたチモール油の蒸気が洩れたため、これが引火したものと推定される。

事故後の調査でも、岩綿附着有機物の炭化は広く可成り進んでおり、これは以前にもチモール油がオーバーフローしたり、配管部分から洩れていたのではないかと思われる。

いづれにしても配管や保温材の点検も、各種機械装置の点検等同様取扱主任者が責任をもって行い、小さな欠陥でも発見すれば適切な措置が必要である。なお、高引火点物質でも、作業温度が高い場合は危険な状態にあることを熟知し、機械装置の整備、取扱いに万全を期すべきである。

#### 一般取扱所で難燃性洗剤引火

3月5日午後2時30分頃、東淀川区三津屋北通、T金属の焼入工場（危険物一般取扱所）で、金属洗滌用難燃性洗剤に引火、作業中の機器、溶剤若干を焼いてすぐ消火された。

焼入作業場内に設けられた洗滌器（1.2メートル立方）に約100リットルの洗剤を入れ、電気ヒーターで80°C～90°Cに加熱し、その液表上部に焼入処理した金属類を吊り、洗剤より発生した蒸気で附着油脂分を除去する作業をしていた。

同洗滌器は従前不燃性のトリクレンを使用していたが、高価であるため2月頃より難燃性洗浄剤ダイクリーナーに切替えていた。

たまたま当日サーモスタットが故障し、約130°Cまで温度が上がっていたものと推定される。この高温のため洗剤の成分である石油系溶剤が気化し、1.3m離れたバーナーにより引火したものと思われる。なお同洗滌剤は難燃性、沸点86°Cと記されている。

#### 44年度主任者試験委員会開く

大阪府では昭和44年度の危険物取扱主任者試験の実施計画、問題の審議検討並に43年度の試験結果報告をするため4月15日福社会館で委員会を開催した。なお委員は次のとおり。

▷畠中良一（大阪市消防局長）▷田靡四郎（山川薬品大阪工場長）▷田宮吳栄（大阪府危険物品協会連合会事務局長）▷畠中豊作（大阪府民生部長）▷伏崎弥三郎（府立工専校長）▷星野誠作（貝塚市消防長）▷吉原新太郎（大阪府消防救助課長）▷渡辺左三（大阪労基局安全課長）▷和田信明（山文油化）▷中嶋恭三（工業奨励館化学部長）

**最近の通達****取扱主任者の解釈について（東京都）**

〔質問〕 消防法第13条第3項に製造所等においては「危険物取扱主任者以外の者」は危険物取扱主任者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないと定められているが、危険物取扱主任者の免状を所持する者でも「危険物取扱主任者以外の者」に含まれるか。

（消防庁回答 42.11.29）

そのとおりで、免状を所持するだけでは主任者（免状所有者で法第13条第1項により取扱主任者として選任された者）の立ち会いなしでは危険物を取り扱うことはできない。

**消防用設備等の設置基準について（佐賀県）**

〔質問〕 危険物製造所等の消防用設備等は、消防法（以下法という）第10条第4項にもとづき、危険物の取扱又は貯蔵の数量（指定数量の倍数）によって設置基準が定められておりまた法第17条にもとづき、防火対象物（工場等）には建物の延面積によって消防用設備等の設置基準が定められているが、このことについて下記のとおり疑義があるのでご教示願います。

1. 工場1棟全部が危険物製造所（または一般取扱所）である場合、消防用設備等は法第10条第4項にのみ適合すればよいか、または法第17条の規定と双方に適合すべきであるか。
2. 上記の場合、法第10条第4項のみでよいとすれば、(イ)その根きよは何によるのか。  
(ロ)危険物製造所等であるために一般の工場等より設備の基準が軽減されることもあるが差支えないか。
3. 工場の一部分に危険物製造所（又は一般取扱所）がある場合は、危険物製造所（又は一般取扱所）の部分は法第10条第4項により設置し、これを除いた部分には工場として法第17条の規定による消防用設備等を設置すべきかまた工場全体に法第17条の基準を適用すべきか。

（消防庁回答 42.11.29）

1. 法第10条第4項を適用する。

2. (イ)危険物施設に設置すべき消防用設備等に消防法第10条第4項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定たる法第17条に対し、特別法としての地位をもつてゐるためである。

(ロ)やむを得ない。

3. 工場の一部に危険物施設がある場合は、危険物施設の部分は法第10条第4項により設置し、他の部分は法第17条によるべきである。

**消防法第11条の規定による製造所等における行政上の責任等について（香川県）**

〔質問〕 当管内の製造所等の一部には東京、大阪等に本店又は支店を有する石油会社の支店長等の名義で設置許可を得ていますが、実際には第三者である地元業者が、この許可を受けたものから当該施設を賃借し、かつ何等の届出等もなく危険物の取扱を行なっている実状であります。このような状態にあっては法令の適正な運用施設の基準不適合、災害発生時等の場合の過失等に対する責任乃至は義務履行の追及を期すこと）が困難と思われますのでこれに關連して下記について具体的にご教示たまわりたく存じます

記

1. この場合、法第11条第4項を適用して製造所等の引渡しを受けたものとして届出させ、許可を受けたものの地位を継承すべきかあるいは管理者（実際運用）として届出をさせるべきでしょうか。
2. 油槽所の責任者は設置者（東京・大阪の支店長等）から任命された所謂油槽所長によって事実上の管理監督をさせている場合と地元業者に委託運営させている場合の二つの方法があるが何れも法第11条第4項にもとづき引渡しの届出を行なわせ許可を受けたものの地位を継続させるべきでしょうか。

**おそろしい火花から職場を守ろう！****消防用設備総合商社**

**ペアロン  
防爆用安全工具**

発売元



**真弓興業株式会社**

カタログ持参説明させていただきます

本 社 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 5941・(351) 4533  
堺 支 社 堺市大浜中町2-2 TEL 0722(38)8188~9・9261~2  
大阪 営 業 所 大阪市東成区大今里南之町 TEL (971) 5 6 3 6 ~ 8  
西野田 営 業 所 大阪市福島区茶園町128 TEL (461) 3163・(462) 5619  
北 営 業 所 大阪市北区空心町1-5 TEL (352) 4 1 4 7 · 4 1 8 5

## (消防庁回答 43.1.12)

1. 貸借契約により、当該施設の管理権が地元業者にある場合、消防法第11条第4項に規定する引渡（以下「引渡」という。）があったものと解する。

なお、設置者以外の者が管理することになったときに、その管理者を把握することは、この引渡の届出を受けることによってなされているのであるから、念のため。

2. 油槽所長のように設置者と雇用関係にある者が事実上管理している場合、引渡はないものと解する。

また、地元業者への委託には、種々の形態があるので、これについては一概に論じられないが、委託契約により当該施設の管理権が地元業者にある場合、引渡があったものと解する。

## 屋外貯蔵タンクおよび屋内貯蔵タンクの弁について（東京都）

〔質問〕 みだしの「弁」については、危険物の規制に関する政令第11条第11号および同第12条第10号により、鉄鋼で作ることとなっておりますが、これに代るものとして、JIS G5502で規定する球状黒鉛鉄1種（FCD40）の「弁」を使用してよいか、同令第23条の適用につきご教示賜わりたい。

## 〔消防庁回答42.5.8〕

設問の弁は、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第11条第11号及び第12条第10号に規定する鉄鋼の弁と同等以上の性能があるものと認められるので、政令第23条の規定を適用してさしつかえない。

## 〔質問〕 給油取扱所に関する疑義について（福岡県）

給油取扱所の地下専用タンクについては政令第17条第5号によると地盤面下に埋没して設けることとなっており、その位置、構造、設備は政令第13条の地下貯蔵タンクの位置、構造、設備の例によることとなっているが、政令第13条の規定に適合している限りこれを給油取扱所の敷地外に設けることも可能と考えられるが、如何。

## 消防庁回答（42.10.23）

お見込みのとおり。

## 市町村境界線上に設置される危険物給油取扱所等の許可について（大阪府）

〔質問〕 みだしのことにつきましては、別添図面4のとおり茨木市、吹田市の境界線をまたいだ位置に危険物給油取扱所および灯油専用の一般取扱所の建設計画がありますので、下記の事項についてご教示願います。

## 記

1. 給油取扱所の許可権原者は次のいずれに該当するか。

(ア) 事務所面積の大なる市の市長

(イ) 危険物の貯蔵、取扱数量の大なる市の市長

(ウ) 敷地面積の大なる市の市長

(エ) 関係する二市の市長（連名による）

2. 上記1.(ア)の場合の事務所の解釈については次のいずれに該当するか。

(ア) 事務所とは、営業室、事務室のみをさす。

(イ) 事務所とは、営業室、事務室その他附随部分を含めた建物全体をさす。

3. 上記1.(ア)(イ)(ウ)のいずれかに許可を与えた場合は許可を与えなかった市の市長は、権限および責任を他に譲ったことになるものと解されますので協定書を作成する必要がありますか。また必要があるとすればどのような方法により作成するか。

4. 上記1.(エ)により許可を与えた場合手数料の徴収および配分方法はどのようにすればよいか。

5. 灯油専用の一般取扱所の取扱いについては、別図のとおり一方の市域のみに設置されていますが、許可権者は、次のいずれに該当しますか。

(ア) 所在地を管轄する市の市長

(イ) 事務所の面積の大なる市の市長

(ウ) 関係する二市の市長（連名による）

## (消防庁回答 43.9.27)

設問の給油取扱所及び一般取扱所の許可権者は、施設の実態からみて、茨木市とすること。

この場合、協定書の作成は不要である。

## お 知 ら せ

## ○ 危険物施設の標識

（鉄板メラミン塗装製）……………¥400

## ○ 危険物運搬用の旗

（木綿製、黄地黒文字危険物）……………¥ 70

## ○ 危険物運搬用の夜間標識

（鉄板製、発光スコッチャイト貼付）………¥600<sup>30</sup>

## ○ 消火器及びその使用法

（塩化ビニール製）……………¥ 80

## ○ 蓄電、発電設備の標識

（強化プラスチック製）……………¥400

・ · ·

## ○ 危険物理化学（乙種）……………¥150

## ○ 危険物関係注解付法令集……………¥200

## ○ 危険物取扱主任者試験問題集……………¥160

## ○ 危険物施設図解早わかり（1～3集）………¥650

大阪府危険物品協会連合会・大阪市危険物品協会

## 大阪市消防局に 総務部 警防部

### 危険物関係は予防課に

大阪市消防局では次長制を廃止し、総務部、警防部の二部制を復活、又所属課を次のようにするとともに、事務分掌の一部を改めた。

総務部……総務課、人事教養課、機械課、消防学校  
警防部……指導課、予防課、警備課

また、事務分掌も一部変り、危険物の保安取締りを担当した安全係や建築同意事務をする建築係は予防課の所属となった。指導課、予防課の事務分掌は次のとおり。

指導課 (1)消防用機械、器具の取締に関すること。

(2)一般住宅等の火災予防に関すること。

レ(3)防火管理者に関すること。

(4)火災原因及び損害調査に関すること。

(5)放火及び失火犯に関すること。

(6)消防統計に関すること。

(7)防災研究に関すること。

(8)消防音楽隊に関すること。

(9)他の課の主管に属しないこと。

予防課 (1)危険物の保安取締に関すること。

(2)準危険物の保安取締に関すること。

(3)特殊可燃物の保安取締に関すること。

(4)液化石油ガスその他高圧ガス等の防火指導に関するこ  
と。

(5)建築事務に関すること。

(6)消防用設備等の指導に関すること。

(7)防火査察に関すること。

(8)公衆集合場の取締に関すること。

警備課 (1)消防警備に関すること。

(2)消防訓練に関すること。

3)通信施設に関すること。

(4)救急及び水防関係に関すること。

## 総務部長田万氏、警防部長氏原氏 予防課長に米谷氏、岡田氏は退職

二部制実施ならびに、岡田指導課長他幹部級の停年退職に伴い、次のとおり人事異動を発令した。

▷任消防正監総務部長 田万侃 (次長) ▷任消防正監警防部長 氏原岩雄 (東住吉署長) ▷任消防監指導課長 竹内敏一 (阿倍野署長) ▷任司令長予防課長 米谷重雄 (局安全係長) ▷任消防監西署長 大井錦一 (西淀川署長) ▷東淀川署長消防監 中野三郎 (東淀川署長) ▷阿倍野署長司令長 中田伝 (局主幹) ▷東住吉署長消防監 西岡匡志 ▷任司令長西淀川署長心得 東博人 (局調達係長) ▷任司令長水上署長心得 水原勝次 (局計画係長)

〔退職者〕 岡田正治 (指導課長) 秋山蓮平 (西署長) 岡本政雄 (水上署長)

泉佐野市消防本部次長に峯近氏 (岸和田)

泉佐野市消防本部ではこのほど次長制度をおき、岸和田市消防本部の峯近氏を任命した。

▷任司令次長峯近大善 (岸和田市消防本部普及係長)

## 大一石油、赤沢氏ら表彰

大阪市消防局では恒例により3月31日午前10時から、消防学校で、中馬市長出席のもと、自治体消防発足記念表彰を行なった。

各種表彰のうち、優良危険物取扱主任者は次のとおり。

▷赤沢隆秋 (大一石油KK) ▷田島洋三 (ウエスト電気KK)  
▷滝川博文 (磯じまんKK) ▷鈴木務 (関電阪急商事KK) ▷  
小原昭夫 (KKスタンダード石油大阪発売所) ▷寺西信夫 (チッソKK) ▷小林清志 (KK小林作商店) ▷衣笠嘉秀 (日本交通KK) ▷赤坂正男 (関西船底塗料KK) ▷吉田穂積 (菱華運輸KK) ▷松田幸男 (共同石油KK勝山南給油所) ▷平井博 (平井石油KK) ▷河野克正 (KK粧美堂) ▷北浦喜代造 (大阪变压器KK) ▷吉田隆一 (三笠石油KK) ▷永山幹夫 (中谷化学KK) ▷音谷千歳 (丸二石油店) ▷武田清 (旭石油KK)  
▷川本篤三郎 (川本運送店) ▷徳永充 (ヤナセ製油KK) ▷  
森田桂 (シェル石油KK) ▷河田和一 (朝日製綱KK住吉第二工場) ▷杉本貞雄 (杉本石油店) ▷南保 (末広石油店)  
△内田正市 (大阪船員保険病院)

## 消防ポンプから家庭用消火器まで!

### 消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

**森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道

